

他会・他団体 日本CSR普及協会 2016年度 第2回研修セミナーのご案内

独禁法違反の調査手続の実際と企業の実践的対応 ～平成27年12月公表の公取委の審査手続指針を踏まえて～

公正取引委員会は、カルテルや入札談合等の独占禁止法違反事件の調査における標準的な実施手順や留意事項等を明らかにするために平成27年12月に「独占禁止法審査手続に関する指針」を作成公表しました。

本セミナーでは、同指針での記載も踏まえ、公正取引委員会の調査の初期段階で行われる事前予告なしの立入検査の当日の流れを、仮想事例を用いて具体的に説明した上で、リーニエンシー申請はどのように行うべきか、調査への協力しつつも企業として当日に行っておくべきこと等についてパネルディスカッション形式で解説します。

また、立入検査後に違反行為への関与が疑われる企業に所属する役職員に対しては、公正取引委員会から呼び出しがされ、違反の有無に関連する事実関係について繰り返し事情聴取が行われますが、この際に、実際に供述聴取に臨む役職員へのアドバイス時の実務上のポイントをQ & A方式で整理して説明します。

近時の独占禁止法違反調査手続に関する注目すべき動向、実務的な留意点を把握できる機会ですので、是非ご参加ください。

日 時 2016年9月27日(火)午後2時～午後5時

場 所 TKP新橋内幸町ビジネスセンター(東京都港区西新橋1-1-15 物産ビル別館6F)

内 容 1) 立入検査当日の対応 弁護士 藪内俊輔(司会)

【パネリスト】 弁護士 越知 保見 弁護士 大東泰雄
協会理事・運営委員 笹本雄司郎

2) 供述聴取における留意点 弁護士 佐藤郁美(司会)

【パネリスト】 弁護士 越知 保見 弁護士 大東泰雄
協会理事・運営委員 笹本雄司郎

主 催 日本CSR普及協会 後援 日本弁護士連合会

参加費 5,000円(当日申し受けます) 会員弁護士・会員企業(2名まで)無料

準備の都合上 ●月●日(●)までにファクシミリにてご回答をお願い申し上げます。

日本CSR普及協会 事務局 宛 FAX 03-3592-0330

2016年度第2回研修セミナーに出席を申し込みます。

1. ①企業関係者 ②弁護士(登録番号) ③その他 ()

2. 住 所 〒 ー (電 話) _____

(e-mail) _____@_____

フリガナ

3. 氏 名 _____ 所属 _____ (企業名・部署名)

4. ① 協会会員 ② 近畿支部会員 ③ 非会員

◎ 問い合わせ先 日本CSR普及協会 (電話03-3504-2551) <http://www.jcsr.jp>

ご提供いただいた個人情報は本セミナーに関する連絡以外には使用しません。